

薬害肝炎全国弁護団編『薬害肝炎裁判史』訂正

p466～の「●大阪高裁の和解骨子案および所見・説明書」①骨子案(2007.12.13)
および②所見・説明書(2001.12.13)の資料に誤りがございました。
心よりお詫び申し上げます。
以下に正しい資料を掲載致します。

平成19年12月13日

和解骨子案（注1）

大阪高等裁判所第1民事部

【本和解部分】

- 1(1) 1審被告らは、解決責任に基づく和解金として、連帯して、別紙一覧表A「1審原告」欄記載の各1審原告に対し、対応する別紙一覧表甲欄記載の金員の支払義務があることを認める。（注2）
なお、1審被告らの負担割合は、1審被告会社兩名を2，1審被告国を1とする。
- (2) 1審被告らは、連帯して、上記各1審原告らに対し、(1)の金員を、平成20年〇月△日（和解成立後2，3か月）限り、□□弁護士（一例）名義の所定の口座に振り込んで支払う。
- 2(1) 1審被告会社兩名は、解決責任に基づく和解金として、連帯して、別紙一覧表B「1審原告」欄記載の各1審原告に対し、対応する別紙一覧表乙欄記載の金員の支払義務があることを認める。（注2）
- (2) 1審被告会社兩名は、連帯して、上記各1審原告らに対し、(1)の金員を、1項(2)と同じ期日限り、同項と同様の方法で支払う。
- 3 1審原告らが、本和解成立後、第1・2項各(2)の支払期限までの間、同項各(1)の金員について、大阪、福岡、東京、名古屋及び仙台各地裁判決が1審被告らの責任を認めた趣旨をふまえ、同項各(1)とは異なる分配方法を書面により合意し、当該書面を添付した文書によりその旨を1審被告らに通知した上、当該書面に基づく分配を行うことができることを、1審原告ら及び1審被告らは相互に確認する。
- 4 弁護士費用等を含む本件訴訟の費用の負担については、なお協議する。
（注3）
- 5 第1・2項の和解金による救済を補完するものとしてのいわゆる恒久対策

については、なお協議する。

(注1)

和解骨子案は、本和解部分と全体基本合意部分を合わせたものである。本和解部分は、直接本件に関する和解内容で、和解成立後、公表せざるをえないものであり、全体基本合意部分は、必ずしも公表しなくてよいと考えられる。

(注2)

和解骨子案では、別紙一覧表の添付を省略する。

第1・2項に基づく和解金の金額については、東京地裁判決の枠組み、基準に、10パーセントの弁護士費用を加算した金額（なお、東京地裁の原告中には不存在の肝硬変・肝ガン・死亡患者については、弁護士費用分を含め4400万円）とする。

※ 具体的には、およそ以下のとおりである。

- ① a 1 審被告らは、連帯して、1 審原告らを含む既提訴者（既提訴者とは、本和解成立時までのそれをいう。以下同じ。）全員のうち、昭和62年4月22日から昭和63年6月23日までの間にフィブリノゲン製剤の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性低フィブリノゲン血症の者、フィブリノゲン値が100mg/mlに低下していたと推定される者を除く。）に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

上記和解金についての1 審被告らの負担割合は、1 審被告会社兩名を2、1 審被告国を1とする。

- b 1 審被告会社兩名は、連帯して、1 審原告らを含む既提訴者全員のうち、昭和60年8月から昭和62年4月21日までの間にフィブリノゲン製剤の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性低

フィブリノゲン血症の者、フィブリノゲン値が100mg/mlに低下していたと推定される者を除く。)に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

- ② 1審被告会社両名は、連帯して、1審原告らを含む既提訴者全員のうち、昭和59年1月1日以降に第Ⅸ因子製剤（クリスマシン）の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性第Ⅸ因子欠乏症を除く。）に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

（注3）

本件訴訟の費用の負担に関し、1審被告らは、第1・2項の責任に基づく和解金とは別に、本和解成立時までの既提訴者（5高裁，5地裁に係属中の原告ら約200名）である1審原告らとその弁護士らが設立する財団に対し、訴訟活動・支援に基づく和解金として、8億円を支払う。その支出理由は、5高裁に係属中の5地裁の判決が分かれるほどの困難な事件について訴訟活動を行ったこと及びその支援を行ったことに対する支払であることである。また、その負担割合は、1審被告会社両名を2，1審被告国を1とする。

【全体基本合意部分】

- 1 この基本合意は、1審原告らと1審被告国及び1審被告会社両名ら間の既提訴事件（5高裁，5地裁に係属中で、1審原告らは合計約200名，1審被告企業は1審被告会社両名の他に1審被告ニチャク）及び本和解成立後に予定される新規提訴事件について、和解による解決のために合意するものである。

2 1 審被告らは、1 審原告らに対し、解決責任に基づく和解金として、東京地裁の枠組み、基準に、10パーセントの弁護士費用を加算した金員（なお、東京地裁の原告中には不存在の肝硬変・肝ガン・死亡患者については、弁護士費用分を含め4400万円）の支払義務があることを認める。
具体的には、およそ以下のとおりである。

① a 1 審被告らは、連帯して、1 審原告らを含む既提訴者全員のうち、昭和62年4月22日から昭和63年6月23日までの間にフィブリノゲン製剤の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性低フィブリノゲン血症の者、フィブリノゲン値が100mg/mlに低下していたと推定される者を除く。）に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

上記和解金についての1 審被告らの負担割合は、1 審被告会社両名を2、1 審被告国を1とする。

b 1 審被告会社両名は、連帯して、1 審原告らを含む既提訴者全員のうち、昭和60年8月から昭和62年4月21日までの間にフィブリノゲン製剤の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性低フィブリノゲン血症の者、フィブリノゲン値が100mg/mlに低下していたと推定される者を除く。）に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

② 1 審被告会社両名は、連帯して、1 審原告らを含む既提訴者全員のうち、昭和59年1月1日以降に第Ⅸ因子製剤（クリスマシン）の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染した者（先天性第Ⅸ因子欠乏症を除く。）に対し、解決責任に基づく和解金として、無症候キャリア患者一人について1320万円、慢性肝炎患者一人について2200万円、肝

硬変・肝ガン・死亡患者一人について4400万円をそれぞれ支払う。

- 3 1 審被告国が、第2項の和解金を支払う理由は、「昭和62年1月ないし3月のフィブリノゲン製剤による肝炎集団発生の報告を受けて、加熱製剤に切り替えた同年4月22日から、緊急安全性情報を配布して自主返品を図らせた昭和63年6月23日までの間、同製剤の肝炎リスクの指示・警告に関し、より強い指示・警告を行わせることも可能であったこと」によるものである。
- 4 1 審原告らが、本和解成立後、本和解部分第1・2項各(2)の支払期限までの間、同項各(1)の金員について、大阪、福岡、東京、名古屋及び仙台各地裁判決が1 審被告らの責任を認めた趣旨をふまえ、同項各(1)とは異なる分配方法を書面により合意し、当該書面を添付した文書によりその旨を1 審被告らに通知した上、当該書面に基づく分配を行うことができることを、1 審原告ら及び1 審被告らは相互に確認する。
- 5 1 審被告らは、2項の責任に基づく和解金とは別に、本和解成立時までの既提訴者（5 高裁、5 地裁に係属中の原告ら約200名）である1 審原告らとその弁護士らが設立する財団に対し、訴訟活動・支援に基づく和解金として、8億円を支払う。その支出理由は、5 高裁に係属中の5 地裁の判決が分かれるほどの困難な事件について訴訟活動を行ったこと及びその支援を行ったことに対する支払であることである。また、その負担割合は、1 審被告会社兩名を2、1 審被告国を1とする。
- 6 本和解及び全体基本合意成立後の新規提訴者について
 - (1) 本件各血液製剤（フィブリノゲン製剤、第IX因子製剤）ではない他の血液製剤、特に輸血による肝炎感染全体に拡大しないための限定をするとの発想のもとに、対象製剤は、本件各血液製剤に限るものとする。
 - (2) 1 審被告らは、本和解及び全体基本合意後、3年以内に、本和解及び全体基本合意に基づき和解しようとして新規提訴をする者に対しては時効の主張をしない。
 - (3) 1 審被告らは、いずれも、新規提訴者についても、既提訴者と同様、東

京地裁判決の枠組み、基準に、5パーセントの弁護士費用を加算した金員（なお、東京地裁の原告中には不存在の肝硬変・肝ガン・死亡患者については、弁護士費用分を含め4200万円）の支払を約束する。なお、本件各血液製剤投与等の事実、因果関係の存否の立証方法を含むその他詳細についてはなお協議する。

- 7 1審被告らは、1審原告らに対し、謝罪ないしお詫び等を行う。
- 8 1審原告らは、その余の請求（遅延損害金を含む。）の請求権を放棄する。
- 9 既提訴者、新規提訴者に関し、ステージが上がった場合、逆に下がったり、治癒した場合の和解金支払の変更の可否の問題については、なお協議する。

（注4）

10 恒久対策について

治療体制の整備（新薬の開発なども含む。）、再発防止、これらについての定期協議の場の設置（特に1審被告国との間）などの恒久対策については、なお協議する。

以上

（注4）

当裁判所は、この和解金支払の変更の可否については、これらの事情を織り込み済みということで、格別考慮しない方向での合意を提案したい。

平成19年12月13日

和解骨子案提示の際の所見・説明書

大阪高等裁判所第1民事部

1 所見・説明書の公表について

本日（12月13日）、当裁判所は、和解期日の席上、本事件の全当事者に対し、和解骨子案を提示しましたが、未だ、調整が必要であるうえ、当事者の意向でもあり、この公表はしないこととします。

当裁判所は、本和解についての関心が非常に高く、和解骨子案についての説明の要望が強いことを知り、その要望に応えるため、可能な範囲で所見・説明書をもって説明することにしました。

2 和解勧告の経緯、その後の経過について

当裁判所は、本年9月11日、1審原告代理人から和解勧告を求める上申書の提出を受け、和解は、争っている当事者がお互いに譲歩して争いを止める契約で、判決より、より早期に、より妥当な解決が得られる可能性が高いとの考えから、和解による解決を望み、その可能性が少しでもあるときは和解勧告することとし、同月14日の第6回口頭弁論期日において、その旨表明しました。

その後、当事者から提出された和解希望案をもとに、各当事者の意向を確認、調整したうえ、和解による解決の可能性が十分あるとして、11月7日の第7回口頭弁論期日において和解勧告し、1か月後の12月7日ころまでには、当裁判所の和解骨子案を提示したいと表明しました。

その後、当裁判所は、連日のように、代理人を通じて当事者の意向確認をするとともに、一部の当事者の方々から直接意向確認をしました。

1審原告らの方々からは、譲歩できない点はあるものの、相当の譲歩をしてでも、和解による早期解決を望む気持ちがひしひしと伝わってきました。

1 審被告国は、かなり早めに、1 審原告ら被害者の救済のための和解希望案を提案し、最終的には、当裁判所の予想を超える提案をするに至っております。

1 審被告両会社は、本年 10 月 1 日の合併により、田辺三菱製薬の誕生ということもあって、和解についての対応がやや遅れましたが、1 審原告ら被害者のために、やはり当裁判所の予想を超える和解希望案を提案しております。

3 和解骨子案について

本件と同種事件である薬害 C 型肝炎訴訟は、本事件の 1 審である大阪地方裁判所の他に、福岡地方裁判所、名古屋地方裁判所、東京地方裁判所及び仙台地方裁判所の 5 地裁で判決言渡がなされ、現在 5 地裁で係属中であり、今後も、同種の事件の訴訟提起が予想されています。上記 5 地裁の判決の内容、結果は、基本部分において共通点があるものの、相当異なっている点もあります。

当裁判所としても、本件紛争の全体的解決のためには、1 審原告らの全員、一律、一括の和解金の要求案は望ましいのではないかと考えておりますが、上記 5 地裁の判決の内容、結果に反する要求であり、1 審被告らの格段の譲歩のない限り、和解骨子案として提示しないことにしました。また、その他の点につきましても、上記 5 地裁の判決内容を比較、検討しながら、それらに立脚し、それらから外れないように留意しながら、和解の調整を進めてきました。したがって、当事者の和解希望案中のある条項につき、ある地裁判決に立脚しているときには、他の条項で、他の各地裁判決を踏まえての対案を要請するような形で調整を続けました。

その結果、短期間ではありましたが、既提訴事件、特に 5 高裁に係属中の事件については、ほぼ解決できる程度の事実上の合意が全当事者間でなされているのではないかと理解しております。

当裁判所は、和解勧告の 1 か月後の 12 月 7 日ころまでには、和解骨子案を提示したいとの表明に従い、12 月 6 日までに、全当事者に対し、和解骨子案の基本部分を説明しました。そして、未だ、調整が必要な段階で、各当事者から、追

加、修正の希望が予想されるところではありますが、これまでの全当事者の意向確認、調整を踏まえて、本日、和解期日の席上、本事件の全当事者に対し、書面による和解骨子案を提示しました。

今のところ、その内容を公表できませんが、全当事者からの和解希望案に対して、一部、「なお協議する。」という形での提示があるものの、大部分の点につき、具体的な裁判所案を提示しております。

今後、既提訴事件についての詳細な部分についての調整及び新規提訴事件について予想される問題点についての具体的な調整が必要になるものと考えております。

4 これからの和解手続

正式の全体的な和解成立は、全体的な基本合意が成立しても、それから数か月以上かかるものと予想されます。そこで、当裁判所は、全当事者の意向同様、当面、全体的な基本合意の早期成立を目指しており、できるだけ、年内に、その合意の成立のため、これまで同様、全力を尽くして、その調整作業に当たるつもりであります。

そのため、全当事者に対し、既に本和解骨子案の基本部分を説明していることでもあり、できるだけ早めに、本和解骨子案に対する意見・返事を回答するように求めています。多くの事実上の合意が得られている現状を考え、本和解骨子案を単に拒否するのではなく、和解による解決に向けての追加、修正案を提案するよう要望しております。

最後に、繰り返しになるかもしれませんが、当裁判所は、全当事者に対し、これまでの和解による早期解決を望むとの強い気持ちを思い起こし、その気持ちを今後とも持続し、冷静に判断のうえ、和解による解決のため、前向きな建設的な回答を強く希望します。